



利用者負担額（保育料）基準額表

原則として、父母の市民税所得割額 合計額に基づく階層区分により、利用者負担額（保育料）を決定します。

平成 29 年度 教育標準時間認定（1号認定）の保育料基準額表 (単位：円)

階層区分		私立施設	公立幼稚園
1	生活保護世帯	0	0
2-1	市民税非課税世帯	2,100	2,100
2-2	市民税所得割非課税世帯	3,000	3,000
3	市民税所得割 77,100 円以下	10,200	6,300
4	市民税所得割 211,200 円以下	14,800	8,000
5	市民税所得割 211,201 円以上	18,000	9,700

※平成 30 年度以降の公立幼稚園の利用者負担額については、今後、見直しを実施する予定です。

軽減措置

◆平成 29 年度より、軽減措置がさらに拡充されました。

○多子軽減

小学校 3 年以下の範囲で、最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は 0 円とします。
(2-1・2-2 階層については、2 人目以降 0 円とします。)

ただし、2-1・2-2 及び 3 階層の世帯については、多子判定における年齢制限が撤廃され^(※1)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

同居の有無を問わず、生計を一にする 18 歳未満の児童が 4 人以上いる世帯で、年長者から数えて 4 人目以降の児童については 0 円とします。

○ひとり親世帯等^(※2)の軽減

2-1・2-2 階層は 0 円。

3 階層は、2,100 円とし、2 人目以降は 0 円とします。



平成 29 年度 保育認定（2・3号認定）の保育料基準額表

(単位：円)

階 層 区 分	3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B 市民税非課税世帯	5,000	4,900	4,000	3,900	4,000	3,900
C1 市民税均等割世帯	14,000	13,700	11,000	10,800	11,000	10,800
C2 市民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700	13,000	12,700	13,000	12,700
D1 市民税所得割 64,700 円未満	22,000	21,600	17,000	16,700	17,000	16,700
D2 市民税所得割 80,800 円未満	26,000	25,500	21,000	20,600	21,000	20,600
D3 市民税所得割 97,000 円未満	28,000	27,500	24,000	23,500	24,000	23,500
D4 市民税所得割 121,000 円未満	31,000	30,400	27,000	26,500	25,000	24,500
D5 市民税所得割 145,000 円未満	37,000	36,300	29,000	28,500	27,000	26,500
D6 市民税所得割 169,000 円未満	42,000	41,200	32,000	31,400	28,000	27,500
D7 市民税所得割 235,000 円未満	47,000	46,200	33,000	32,400	29,000	28,500
D8 市民税所得割 301,000 円未満	54,000	53,000	34,000	33,400	30,000	29,400
D9 市民税所得割 397,000 円未満	57,000	56,000	37,000	36,300	31,000	30,400
D10 市民税所得割 397,000 円以上	57,000	56,000	37,000	36,300	31,000	30,400

軽減措置

◆平成 29 年度より、軽減措置がさらに拡充されました。

〇多子軽減

小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は 0 円とします。(B 階層については、2 人目以降 0 円とします。)

ただし、一般世帯のうち C1・C2 及び D1 階層のうち市民税所得割 57,700 円未満の世帯について(ひとり親世帯等については C1・C2・D1 及び D2 階層のうち市民税所得割 77,101 円未満の世帯について)は、多子判定における年齢制限が撤廃され^(*)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

同居の有無を問わず、生計を一にする 18 歳未満の児童が 4 人以上いる世帯で、年長者から数えて 4 人目以降の児童については 0 円とします。

〇ひとり親世帯等^(*)の軽減

各年齢の B 階層は 0 円。

C1・C2・D1 及び D2 階層のうち市民税所得割 77,101 円未満の世帯については、一般世帯の B 階層と同額とし、2 人目以降は 0 円とします。

*1 学業等のため別居しているお子様で、入所申込書に同居家族として申し出ていない場合は、書類による申し出が必要です。

*2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯等をいいます。